



会長

遠藤 一郎



## ご挨拶

会員皆様方には、益々ご繁栄のことと拝察致します。  
 また、日頃より、法人会活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 さて、新型コロナウイルス感染症の拡大から、「第7波」に至るまで2年半が経過しました。観光を主産業とする当地においても大きな影を落とすつあります。  
 加えて、世界情勢は混沌としており、日本の治安・経済は、エネルギー確保や自給率向上などの基盤改革が急務であります。これからは「人・物・金」だけでなく、「情報」が大きなテーマとなっております。1市5町をエリアとする伊豆下田法人会による情報連携の役割は、今後益々高まってくるものと感じております。  
 我々経営者は、雇用と地域経済を守るだけでなく、暮らしを守る「税のオピニオンリーダー」として、会社や組織のパーパスを堅持しなくてはなりません。  
 今後も、法人会活動を通じて、地域に、社会に、企業に寄与すると共に、会員の皆様が英知を結集し、未来に提言できる集団でありたいと思います。  
 どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



税務署長

望月 孝伸



## 着任のご挨拶

一般社団法人伊豆下田法人会会員の皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
 また、遠藤会長をはじめ会員の皆様方には平素より税務行政に対し格別のご理解とご協力を賜っており、心から厚く御礼申し上げます。  
 この度の人事異動で下田税務署長を拝命いたしました望月でございます。前職は東京国税局査察部で統括官をしておりました。前任の佐藤同様よろしくお願い申し上げます。  
 伊豆下田は、わが国最初の開港場としてのロマンにあふれた南国情緒豊かな地であり、また私自身、静岡県出身ということもあり、この下田で勤務できることを大変嬉しく思っております。  
 貴会におかれましては「会員から共感を、社会と共生を」をテーマに、地域社会の幅広い世代を対象として、納税思想の高揚と税務知識の普及に積極的に取り組まれ、地域に密着した会活動を積極的に実践されていると伺い、大変心強く感じております。  
 「税キング」、「伊豆下田税務大学」、「伊豆下田元気塾」、「模擬面接会」、「税に関する絵はがきコンクール」などの様々な活動を通じて、地域社会にも法人会の活動理念が浸透しておりますことは、日頃の皆様の並々ならぬご努力の賜物であり、ここに深く敬意を表する次第です。  
 さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から経済活動の様々な場面でこれまでと異なる対応が求められる中で、デジタル化、オンライン化が急速に進むなど税務を取り巻く環境は大きく変化しております。  
 私共としましては、これらのデジタル技術の活用を通じて、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して、各種手続きの簡素化など納税者利便性の向上に努めてまいります。

また、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が始まります。このインボイス制度の円滑な導入に向けて、事業者の皆様方に制度の理解を深めていただいた上で、お早めにe-Taxを利用してインボイス発行事業者の登録を行い、皆様の事業の実態に応じた対応や準備を進めていただく必要があります。そのために、税務署で説明会を開催するほか、皆様の説明会に講師を派遣するなど制度の周知・広報に取り組んでまいります。

このような状況の中、法人会の皆様の活動は、適正・公平な税務行政を推進するに当たって、今後、益々重要になってくると考えており、皆様方におかれましては引き続き税務行政のよき理解者として、より一層のご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人伊豆下田法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 新 幹部紹介



下田税務署  
 総務課長  
 たかぎ のりゆき  
 高木 教至

出身地：愛知県清須市  
 趣味：神社巡礼、旅行

### ひとこと

この度の異動で名古屋国税局査察部総括主査から参りました。  
 5年前に沼津税務署での勤務がありましたが、静岡東部には何か縁があるものと感じざるを得ません。  
 風光明媚なこの下田の地で勤務できることを大変嬉しく思います。  
 法人会活動に少しでもお力添えができるよう、微力ではございますが尽力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 税務署からのお知らせ

### 【重要】電子取引データの保存方法をご確認ください。

- ▶ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ▶ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

- 令和5年12月31日までに電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていただければ差し支えありません(事前申請等は不要)。
- 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。



詳しくはコチラ  
 国税庁電子帳簿保存法

### インボイス制度のオンライン説明会に興味をお持ちの事業者の皆様!!

国税庁では、インボイス制度のオンライン説明会の動画(過去の説明会の模様)を用意しております。お手持ちのスマートフォンやパソコンでいつでもご覧いただけます。

基礎編	テーマ別編①	テーマ別編②	テーマ別編③
 インボイス制度の概要について	 インボイスの記載方法の具体例と端数処理の留意点	 「インボイスの種類」について	 「交付のケース別対応例」について